

第1 監査対象及び期間

市民活動部 市民課（富士松支所を含む）

令和元年10月25日～10月31日

市民協働課

令和元年11月1日～11月7日

文化観光課（美術館、歴史博物館を含む）

令和元年11月8日～11月18日

第2 監査の範囲

平成31年4月1日～令和元年9月30日までに執行した事務事業

第3 監査方法

各課から提出された資料について、事務が適正かつ効率的に行われているかという点に留意して監査を実施した。

なお、監査にあたっては、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

第4 監査結果

1 財務事務

（1）予算の執行状況

おおむね適正に執行されていると認められた。

（2）収入事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

（3）支出事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

（4）契約事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

（5）財産管理事務

おおむね適正に管理され、特に指摘する事項はないと認められた。

2 その他

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。